

参考資料2

長野県環境審議会（H24.5.25）における意見等

項目	意見等	対応（案）
対象地域	○水資源を保全するための対象地域について、水源林だけに特化しないで、平地も含めて県独自の条例を作成してほしい。	森林の内外を問わず対応したい。
国・市町村との調整	○事前届出制度は、長野県の意気込みとして非常に評価に値する。国の動向も把握しながら実現してほしい。 ○国の制度とのすり合わせ、市町村の制度とのすり合わせも同時にやっていかなければならない。	検討の際、留意したい。
地下水の涵養	○水田は、地下水の涵養に大切な機能を果たしており、平地においても水資源を保全し、強化し、活用していくという視点が重要である。 ○涵養対策については、長野県をどうしていくのか、中山間地・水田をどうしていくのかという高い視点からの、検討が必要である。 ○水利権の用途は、農業用水、上水道等あるが、地下水を強化するための水利権は存在しないとされている。十分に水利権分が確保されている場合、活用されていない水をいかにストックしておくか知恵を絞る必要がある。	第5次長野県水環境保全総合計画の策定の際、検討したい。
水資源の活用	○せっかくの水資源を規制し、保全するために使わないというのではなく、強化して水資源全体を増やし、活用し、最終的にその恩恵を県民に還元するというのが本来のあり方だと思う。 ○水資源を十分強化し、なおかつ外資が使いたいというなら使ってよいと思う。その代わり日本人が使うより高い料金をいただくななどの戦略もある。是非、このような戦略も含めてポジティブに検討してほしい。	
その他	○今の法体系の中では地下水の取水に係る規制が弱いため、どういう形で条例によりサポートするかがポイントである。 ○制度創設の検討をする際、水が人の利用だけでなく、同時に水を使った生き物がいるということについてイメージを持つことが重要である。	検討の際、参考したい。

項目	意見等	対応(案)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○水資源がクローズアップされ、森林所有者がもう一度自分の資産を認識するきっかけになることを期待している。 ○日本の農林業をどのように立ち直らせるかという視点が、ひいては水資源の保全、強化等につながっていく。 ○外国資本による水の買収に対しては、地域を自らどう守るかという制度的な設計を緻密に行う必要がある。 ○水資源をどうしていくのかということを幅広く、農業から林業、経済まで網羅して検討していくないと解決できないことなのかなと思う。 ○公的な規制も検討していかなければならぬが、広がりのある世論を喚起するような切り口での検討も必要である。 	検討の際、参考としたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ○県民へのPR用の資料を作成する場合は、絵を用いた平易な説明資料を望む。 	資料作成の際、留意したい。

長野県環境審議会議事録〔抜粋〕

日 時 平成24年5月25日(金)

午後1時30分～4時10分

場 所 長野県庁議会棟第一特別会議室

司 会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課企画幹の井出英治でございます。よろしくお願ひいたします。

ここで、本日お手元にお配りいたしました資料のご確認をお願いしたいと思います。

本日の会議資料は、会議次第と委員出席名簿の他に、事前に送付してあります資料1－1～3、資料2－1～2、
資料3－1～2、資料4、資料5でございます。

本日都合によりまして、飯田哲也委員、菅谷昭委員、高山宏一委員、中澤朋代委員、中村寛志委員、羽田健一郎委員、平澤和人委員、大寺伸幸特別委員から欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

本日の議題についてでございますが、審議事項といたしまして、「水資源の保全に係る制度創設について」、「第5次長野県水環境保全総合計画の策定について」、「第6期諏訪湖水質保全計画の策定について」、「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、「第3期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の変更について」の諮問5件でございます。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、藤繩会長さんに議事の進行をお願いいたします。

藤繩議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

実は、スペインで開催された国際エネルギー機関の会議に出ておりまして、今週の火曜日に日本に戻ったところなのですが、現地のホテルで水道の蛇口をひねると黄色い水が出るんですね。地元の人は飲めると言うのですが、私はミネラルウォーターを買って飲んでおりました。このミネラルウォーターが500mlで1ユーロから1.5ユーロくらいです。現在1ユーロが約100円くらいですので、だいたい日本と同じくらいです。ビールは350mlで2ユーロ。比較的スペインは物価が安いのですが、水は少し高めの設定になっています。

世界では水は非常に貴重な資源になっています。さらに地球温暖化の影響で、貴重な水資源が枯渇していくという状況にあります。そういう世界情勢を考えれば、世界の「水メジャー」が水資源を戦略物資と位置

づけていることも、あるいは外資が日本の豊富で上質な水資源に触手を伸ばしたとしても、全くおかしくない状況だろうと思います。

特に上質な信州の水は、資産価値にして数千兆円を下らないのではないかと思います。このような貴重な水資源をどのように保全し、どのように活用していくかが問われています。本日は水に関する議事が3件ございますので、よろしくお願ひいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、守屋やす子委員と栗田たか子委員にお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから審議に入ります。

まず、長野県知事から本審議会に対し諮問がございます。

(原環境部長から藤繩会長に対し諮問書の交付)

お手元にお配りしましたものが、諮問文の写しでございますので、ご確認をお願いいたします。

それではまず、議事1の「水資源の保全に係る制度創設について」の諮問でございます。

本件は、水資源の保全に係る制度を創設するにあたり、当審議会に意見を聴かれているものです。

幹事から説明をお願いします。

村田水大気環境
課長

水大気環境課長の村田と申します。よろしくお願ひいたします。

資料1-1をお願いいたします。諮問の趣旨でございますが、水資源は、近年、目的不明な土地の取引による地下水への影響、涵養機能の低下による地下水の減少が懸念されています。そこで、昨年2月に県の5部8課で構成します「水源林・水源・地下水保全対策部会」を設置いたしまして、現状を分析いたしました。この検討結果を踏まえ、県の豊かな水資源を保全するため、条例化を含めた新たな制度の創設をいたしたいので、ご意見を伺います。

水源林・水源・地下水保全対策部会の検討結果から、水源林、水資源の両方の規制のない個人所有林があること。国及び県において、地下水の保全を目的とした法律及び条例は制定されていないこと。地下水の保全に関する条例のある市町村においても、規制の内容に差があり、有効に機能する規制の在り方について検討する必要があること。特に保全が必要な水源地では、取水等を目的とした土地取引の事前把握が必要であること。が課題として提起されました。

県では、特に重要と認められる水資源、水源林については、公的管理の下に、持続的な保全を図ることを基本的な考え方とし、既存制度の活用や新たな制度の創設も視野に、水源地の保全を図ってまいりたいと考えております。

県の対応ですけれども、水資源保全対策の全体像をお示ししますと、水資源の保全は環境部が中心になって行ってまいります。今回、環境審議会へ諮問させていただきましたが、水資源の保全のあり方などについて、専門委員会を設置して、検討していただきたいと思います。まず、制度創設の専門委員会で、水源地域における土地取引等の事前届出制度など、水資源を将来に

わたって保全するための条例化を含めた新たな制度の創設について検討をお願いします。

第5次水環境保全総合計画の策定については、後ほど、説明させていただきます。地下水の取水に関する規制整備の検討につきましては、県と市町村の役割分担などについて、市町村と協議して方向性を出してまいります。

次のページをお願いします。水源林の保全につきましては、林務部で次の1から3の事業を実施してまいります。

市町村との連携につきましては、地域における水資源の保全のあり方や県と市町村の役割分担などについて協議する場として、水資源保全対策地域連絡会議を設置して、地域ごとに検討してまいります。

水資源保全に係る制度創設のスケジュールですが、ここに書きました表のとおりと考えております。

資料1－2をお願いします。水源林・水源・地下水保全対策部会の報告書の概要です。外国資本等の森林取得により危ぶまれている課題に対する国の取組ですが、森林法の改正により、森林所有者情報を行政機関内で共有することが可能になり、また、新たな森林所有者は、市町村長へ届出をするようになりました。水循環基本法を含む法律の制定については、未だ不透明な状況でございます。

県の取組は、先程ご説明させていただいたとおりです。市町村の取組ですが、地下水等水資源の保全を目的に、近隣市町村と広域的な取組や市町村独自による取組が始まっています。

水資源の保全に関する部会の検討概要ですが、現行制度下においては、水源林の保全に関しては、保安林、水道水源保全地区、森林整備保全重点地域の指定が開発行為の規制に有効であります。水資源の保全に関しましては、河川法、地下水の保全に関する市町村条例が有効であります。

県内の水道水源地1,767箇所について、これらの法律等による規制の状況を地理情報システムにより、検証しましたところ、水道水源地1,767箇所のうち、森林内に1,186箇所あることが分かりました。

この1,186箇所のうち、水源林の保全に関する法律の規制が全くない水源地が659箇所あり、さらにそのうち個人所有林が288箇所、16%あることが分かりました。水資源の保全に関する法律の規制が全くない水源地は297箇所あり、そのうち個人所有林は、132箇所ありました。また、水源林、水資源両方の規制が全くない個人所有林は115箇所、7%あることが判明しました。これは、部会が算出した概算値ですので、詳細につきましては、現在、林務部が実態調査を行っているところでございます。

次のページをお願いします。課題や今後の対策につきましては、先程、ご説明したとおりでございますが、3ページの(2)水資源の保全につきましては、市町村とも十分協議しながら、森林内外を問わず、水資源の保全に取り組んでまいります。

アに記載させていただきましたとおり、水源の保全が必要と認められる地域での土地取引の事前把握など、水資源の保全に係る制度の創設について、ご意見をいただきたいと思います。説明は、以上です。

藤繩議長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいいたします。今、全国的に問題になっている懸案事項でございます。いろいろな問題を含んでおりますが、どういう切り口でも結構ですので、いかがでしょうか。

私の方から一件お願いできますでしょうか。資料の1－2がございますが、現状分析がありまして、水道水源地が県内で合計 1,767 箇所あります。そのうち水道水源地が森林である場所が 1,186 箇所、全体の 67%、それ以外が 33% ということになっておりますが、場所でいうとこのとおりですが、取水量でいうとどういう内訳になるか分かりますか。

村田水大気環境
課長

表流水と地下水の割合は、量的にはほぼ半分ずつという状況です。

藤繩議長

水源林が水源地になっている所というのは、地層は多くは岩盤であります。岩盤の場合は、非常に間隙が少ないため、通常取水量は多くありません。それに対して扇状地や、通常、我々が居住している平地は、地層はほとんど堆積物でできていますので、砂礫質で、非常に間隙割合が多い。したがって、貯水量も多く、取水可能量も多いと思われます。

今回の制度創設では、場所を水源林に特化されておいでのようすけれども、確かに、北海道などでも、外資が森林を買収しているという報道等もございますが、その地域は平地ではなくて、山地の岩盤等の上に森林が存在する場所だろうと思います。外資が狙うのは、そういう森林だけなのかというと、必ずしもそうとも言えないと思います。そういう意味で、対象地域を水源林だけに特化しないで、長野県独自の条例を作っていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

村田水大気環境
課長

資料 1－3 の 13 ページをご覧ください。先程、議長さんがおっしゃられた森林内と森林外の取水状況が載っているかと思います。森林内が 1,186 箇所、森林外が 581 箇所、量はちょっと分かりませんが、森林外でも地下水を使っているという部分は当然あります。

先程も申し上げましたが、森林の内外を問わず、市町村と連携を密にして、そういったものの保全について取り組んでいきたいと思っております。

藤繩議長

是非、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで一つだけ数字でご紹介したいと思いますが、今、日本の年間降水量は、だいたい 1,800～1,500 ミリあり、そのうちの 3 分の 1 が蒸発し、3 分の 1 が川に流れて行き、流失してしまいます。残りの 3 分の 1 が地下に浸透します。そうしますと 1 年間に地下に浸透するのがだいたい 500 ミリぐらいになります。

水源の涵養にあまり水田がクローズアップされてこない現状があるのですが、水田は、どのくらい涵養しているか、皆様方お分かりでしょうか。多分、すぐにお分かりの方は、そう多くはないと思いますが、今、簡単に計算してみると、長野県は、水田から 1 日に浸透する量がだいたい 40 ミリぐらいと言われています。減水深（げんすいしん）と言う指標があるのですが、水田灌漑に必要な取水量がこの減水深で計算されます。減水深は、非常に厳密に測定できますけれども、長野県では、平均して 40 ミリから 50 ミリぐらいです。灌漑期間が仮に、5 月ぐらいから 5 箇月として、150 日。水田に張った水は、ほとんど地下に浸透すると考えていただいてよいと思いますが、そうしますと、掛け算をしますとトータルな浸透高は 6,000 ミリになります。6 メートルの水柱に等しくなります。先程の 500 ミリと比べて、12 倍になります。

ですから水田には、森林地帯、岩盤地帯よりも、12倍ぐらいの涵養機能があると考えていただいてよいと思います。水田は非常に大切であるということが言えると思います。

それで、地層中に地下水が貯まります。その地層というのは、全くの空洞ではないわけです。砂礫なのです。その間隙の割合は、だいたい20%程度です。そうすると、6メートルの水が浸透してきますと高さで30メートルぐらいになります。灌漑用水が水田から浸透することによって、地下水の水位が約30メートル上がります。これが水田の実力なんです。

このように、水田は、地下水の涵養にものすごく大切な機能を果たしているのですが、その割には正当に評価されていません。全国的にもあまり水田の機能は注目されていないのですが、是非、長野県においては、水田の重要性も十分考えていただいて、平地においてもどのように水資源を保全して、強化して、あるいは活用していくかという視点が重要だと思いますので、是非、そういう観点で、答申をいただければと思います。

佐々木特別委員
代理

私は、国土交通省の方で川の関係をやっておりますので、今、議長のご指摘のようなことは痛切に感じているところでございます。

もともと、水資源といいますか、水源林もそうなのですが、モンスーンの気候の中で日本の国土というか、地域そのものの持っている特性というものは、水資源そのものが循環型の資源である、若しくは、その土地に根ざした資源であると、我々は考えていました。そういう意味で、この循環している水をどのように使っているのかということで、最初、議長のご指摘になった、どこから取っているかということは非常に重要なことだろうと思います。その上で、だいたい谷筋で取っている、いわゆるここでいう森林というジャンルに多くあるのは、簡易水道系の水源が多くあるような気がします。地質はさておいて、一般論から言いますと。そういう意味で、その水源をどう守るかという発想が一つあるのかなという気がいたします。

それと外資云々というのは、新聞報道にもあり、私も存じ上げておりますし、先程のご紹介にもございましたように、議員立法で水循環を適正にする法律ということで、動きがございます。これは、こういったそれぞれの地域の動きを支援するということで、近々上程するようなことで、動いているというふうには聞いておりますが、まだ間に合っていないという状況ですので、それぞれが、それぞれの地域でどう守るかというロジックが非常に大切になるような気がします。

そういう意味で、先程言った水源がどこにあるのか、もし、大きな投資がされて、その地域から水が奪われるというようなことを前提に考えますと、やはり、どこに沢山溜まっているのかという発想がどうしても必要になります。それから、それを持っていくときのコストをどうするのかという考え方も、我々というか、この場は水を守る方ですが、相手の立場で考えるとそういう考え方もあるような気がいたします。そういう意味で、森林だけではなくて、水田というものがどう守り得るのか、法律上どうカバーされているかということも含めて、議長のご提案の中で言えば、整合性のある法律の体系でなければいけないのかなとい思います。どちらにしても、ここでご指摘のような水源、しかも地下水から取ること自体が、非常に今の法体系の中では弱いということですので、土地を買うということはもちろんあるのかもしれません、そこから持ち出すときに、法律の抜け道をどう使うのかというところが、一番ポイントになると思いますので、そういう法律の弱いところをどういう形で、条例でサポートされるのかということがある意味ポイント

になると思います。

藤繩議長

事務局の方は、コメントとしてお聞きをいただいて、今度の専門委員会でご検討いただくときの参考にしていただくということでよろしいでしょうか。

守屋委員

3つ、4つお伺いします。

まずは、土地取引の事前届出制度ということで、これは、簡単に届出だけすればよろしいのか、最初に届出制度を創設して、そのうちに許可制のようなこともお考えなのかお伺いします。

2つ目は、林務部の対応として「同意取得」ということが書かれていますが、これもどの程度の強制力を持たせていくとお考えなのかお伺いします。

3つ目として、地下水の問題には、取水量と汚染の問題があろうかと思います。工業用水法では揚水規制を市町村条例でしている場合もあるうかと思うのですが、その辺の兼ね合い等々も含めて、検討している内容があれば、教えていただきたいと思います。

最後に、私の意見ですが、藤繩先生もおっしゃったように、涵養という観点で、規制するということの反対に、やはり長野県の全体の基本計画の中に入ってくるのでしょうかけれども、長野県をどうしていくのか、中山間地をどうしていくのか、水田はどうしていくのか、ということとかなり近い関係に地下水もあるうかと思うので、高い視点からの政策が必要なのかなと思います。

藤繩議長

何か今の時点でお答えできることありますか。

村田水大気環境課長

最初の届出の関係ですけれども、これについては、個人の所有権ということもありますので、どこまで踏み込めるかということについて、専門委員会の方に法律の専門家の方も入っていただいて検討をしていただければ、ありがたいというふうに考えております。

次の林務部の方の同意取得ということですけれども、これは、市町村さんと協同してお願いしていくわけすけれども、これは任意なものですから、特に強制力があるとかということではなくて、お願いをしていくということです。

取水量等については、一番関わるのは市町村になると思いますので、市町村と役割分担をしながら、今後検討をしていきたいと考えております。

藤繩議長

これから、検討が始まるようでございますので、委員の皆様どういうご意見でも結構ですので、是非、こういう観点から議論してくださいということがございましたら、ご発言願います。

小沢特別委員

本検討につきましては、土地の取引ですか、人の利用という切り口で、この制度をどう考えるかというテクニカルな検討であると理解したのですが、その際に、水が人の利用だけでなく、水を使った生き物が同時にいるということについてもイメージを持つということが一つは重要ではないかというふうに考えております。信州にいる様々な生き物が水とどう関わりを持って生きているのか、そういう生態系を含めた信州の水というイメージを持ちながら、その水を人が使っていく、水田でも活用していく、そういう構図を持っていくことが大切ではないかというふうに思います。

この春まで私は琵琶湖のほとりにいましたが、琵琶湖の水の利用というものは、自然のサイクルから逆転した形で使われています。ちょうど夏に琵琶湖の水嵩が増えていくときに、浸水対策と農業用利用のために本来の琵琶湖の水位の上昇のながれとは違う形で、夏は、水位を減らしていきます。冬は、逆に工業用水確保のために、水位がどんどん下がっていくのが普通なのですが、それを上げるという仕掛けを琵琶湖では作っております。琵琶湖の小魚が4月から6月にかけまして、水位の上がった琵琶湖の湖岸のところに産卵するわけですけれども、このような何千年、何万年かけてつくられました水と生き物のやり方というものはなかなか変わらないのですが、夏の間に水位が下がりますので、卵が干からびていくという現象が生まれております。

信州ならではの水の使い方というものを考えるときに、第一義的には人の利用というものが重要だということは承知しておりますけれども、もう一つ、信州の生き物の水との関わりのイメージも持っていくとよいのではないかと感じます。

藤繩議長

ありがとうございます。非常に重要な視点だと思います。2000年にオランダのハーグで開催された世界水フォーラムで世界水ビジョンという分厚い報告書が発表されていますけれど、この中にグリーンウォーターという概念があります。このグリーンウォーターとは生態系により利用されている水利用量のことであり、これを正しく評価して、しっかり保全していく必要があるということだったと思います。ですから、そういう意味では、今のご発言の内容は非常に重要な内容かと思います。できましたら、是非、この辺のところも、踏み込んでいただければと思います。よろしくお願ひします。

林委員

森林組合ですので、森林所有者の立場から、現状をご披露したいのですが、こういった形で森林が水源ということで、大きな価値を持つ、そういう価値観が今までなかったというか、ほとんど意識されなかつた中で、ようやくこういったものに陽が当たって、多くの新聞等で取り上げられて、非常に注目されております。

ただ、現実は、まだ所有者はそこに貨幣的な価値は見出せなくて、むしろ相続等、また、自分が管理していく上の負担というか、山を荷物に感じていて、できるだけ手放したいということが現実にはあるわけです。一般の方は、おそらくそんなことに気が付かないと思うのですが、本当は、皆どんな山にしても手放したいというのが現実なのです。でも、そういったところに価値観が見出され、大事な資産だと捉えるきっかけになれば、森林が永続性をもって守られていくと思いますが、そういった中での現実をみると、所有者が転々として、もう分からなくなってしまう。実際、ある時突然、このような方から頼まれて山を見にきたバイヤーらしき人が来られて案内した事例があるのですが、所有者が動いていて、こちらも把握できないでいる。

この問題を所有者の問題と、森林境界の問題と、森林の不明な部分を明らかにしていくということを兼ね合わせてこの制度を整理していくかないと、非常に大変なことになっているので、このあたりは、管理までできないような気がします。資料の中には公的管理と出ていますので、うまくこれに乗っかれば可能なのでしょうけど。非常に問題の奥深い、難しさがあります。

参考までに森林所有者の実態はそんなふうで、森林組合として私は、森林所有者に代わって、あなたの山を森林組合が責任をもって管理してあげるよという森林管理委託事業というものを立ち上げて、これは無料でやっていま

すけれども、それを立ち上げても、乗ってこない所有者もいらっしゃる。それくらい所有に対する関心は薄れているというところを、ちょっと付け加えさせていただきます。

そういうことですから、水資源ということがクローズアップされて、森林所有者がもう一回、自分の資産を認識していただく、そんなことも一つにはいいきっかけになることを我々は期待しています。

藤繩議長

大変重要なご発言がござました。日本の林業・農業が元気になれば、こういう問題は発生しないのです。売ろうとしないのです。ところが皆さんご存じのように、日本の林業というものは、外国の安い木材に完全に圧倒されてしまったという歴史を持っているわけです。

次には水田農業です。また同じ轍を踏もうとしている。これは経済的な問題と非常にリンクをしておりまして、今、世界のグローバリゼーションと環境保全をどうマッチングさせていくかという非常に重要な問題を内包していると思うのです。

フランスなどヨーロッパでは農業経営が安定して、穀物自給率がどんどん上がっています。イギリスも確か100%を超えたと思うのですが。これはやはりヨーロッパ諸国がしっかりした農業政策を持っているからです。ところが、穀物価格では、グローバリゼーションで世界と競争させられるという状況になってきている。そういう中で、日本国内の林業や農業をどう保護していくかという非常に難しい問題と実はリンクしている、ということを我々は銘記しておかなければいけないと思います。

実は、安曇野で少し面白いことをやろうとしています。それは、先程お話しましたように、水田農業が地下水の涵養に非常に大きな役割を果たしていることから、水田を使って地下水を涵養する行為に対して、報奨金のようなものを払うという発想です。

今まで林業とか農業が無償で環境保全をやっていてくれたわけです。我々はそれに対して、経済的支援を全くしてこなかった。そのところが問題だったわけです。ですから日本の林業とか農業をどういうふうに立ち直らせるか、それがひいては、水資源の保全とか、強化につながっていくという視点が非常に重要だと思います。

ですから今回条例をお作りいただくことは、非常に結構な話なのですが、その辺も含めて、議論をしていただく必要があるのではないかと思うのです。国が参考にしてくれるようなそういうものを作っていていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

城土特別委員

中部森林管理局の城土でございます。全体のスキームの関係で、ちょっと確認させていただきたいのですが、この水の取組というのは、ある意味、国の法整備の不備を地方で何とかフォローする、信州の水を守るという大変素晴らしい取組だと思います。また、人間の飲めるフレッシュウォーターは、全地球の1%以下というデータもございますので、水というのは、今後、貨幣的な価値も非常に増進てくるだろう思います。

そういうときに、私どもの国有林は、長野県の中で36万ha、本県の森林の3分の1を管理させてもらっていますが、この県の条例を作られた場合に、当然、私ども国有林としてもそれに沿った形での森林の管理とか、規制をかけていく、私どもの規制というものは、保安林という制度が一つあるわ

けですが、そういう場合に、資料の中にも書いてありますが、国の動向として地下水の利用の規制に関する緊急措置法が今国会に、審議中と書いてあります。まだ提案されていないですね。いわゆる提案されて今国会でどうなるかということにもらみながら、やっていただきたいというのが一つあります。

先程、村上環境調整官が言ったように、国の制度との一致性をどう図っていくのかということが非常に重要であると思いまして、県の方でいくら規制をかけていただいても、私どもは、例えば違う方向で国の法律ができてしまうと、いわゆるまた裂き状態になってしまいますので、そういうことを考えますと、1月に答申ということなので、非常に短期間で答申を出そうとされているのですが、その間に国の動きを是非しっかりと把握をしていただいて、いわゆる国の方針とそれにオンをするというような形での制度創設であればよいのですが、国の方針と少し違うような制度にならないということについて特段ご配慮をいただきたいということを一つ申し上げておきたいと思います。

資料1-1、1ページの今後の県の対応の水資源の保全について、先程、守屋委員さんからもご質問がありました。事前届出は、今、ようやく国が事後届出を制度化しまして、国土利用計画法と森林法で、双方に穴が無いようにして、取引の場合、国への届出は事後報告しなさいとなっています。この場合、事前報告ですので、さらに一步踏み込んだものになります。かなりハードルとしては高いだろうと思いますが、是非、長野県の意気込みという意味では、非常に評価に値すると思いますので、専門の先生方、法制度の先生方にご相談いただいて、実現していただくと、逆に、藤繩会長が言ったように、それに国の方が引っ張られて、国もそういった届出にすることなどが考えられます。

やはり何といっても取引きされた後にいくら、マーシャル諸島の誰々に売られましたというよりは、事前にこういう人に売りたいというときに、それはダメですというような判断ができるようなシステムをやはり、全国的な視点からも必要だろと思っています。前段の方は、確認とまた裂き状態にならないようにということをお願いすることと、後段の方は、より一步進んだ制度創設について、是非頑張っていただきたいという意見です。

藤繩議長

また、重要な観点からのご発言がございました。国に法体系があり、その上に憲法があるわけですが、そういう法体系と、それから今県が新しい条例を作ろうとしている、さらにもっと先行しているのが、市町村なのです。既に条例を持ってたり、あるいは作ろうとする寸前までいっているのです。非常に努力をされています。そういう努力を水の泡にさせないこともまた必要なのです。

ですから、国の制度とのすり合わせ、市町村の制度とのすり合わせも同時にやっていかなければならない。非常に難しい問題を抱えていると思いますので、その辺も併せて是非ご検討をいただきたいということだろうと思います。

佐々木特別委員
代理

今の関連ということで、国会に提案しようとしている法案のことですが、今、議長からご案内のあったように既に県でこういう条例、市町村でもそうですが、実例があるということを前提に国でも、そういう法の形を超党派の議員立法で組み立てようとしているということです。実際に国会等で議論さ

れ、それが成案になってくるというのは、上程されれば、比較的短期間で審議されるような情報も聞いております。そういったスケジュールと、もう一つは、国が議論しているものの方向なのですが、従前、そういう組み立てで動いておられる地域の取組、これをできるだけ活かすような方向で、法体系がなっていると聞いておりますので、その辺りは、ご指摘があったように情報を掴みながら、整合性をもっていけるようなものになるのではないかなと思います。

私が申し上げたように、水循環全体が持っている議論、様々な課題というのは、もちろん水田の問題ですとか、森林の価値の問題であるとか、これは様々ありますが、少し違った意味で申し上げますが、資本として弱いところに、外国から水を奪ってくるというような、極端な表現になって申し訳ございませんが、そういう感覚の方たちにどう対応するかという議論だとすれば、国のいろいろな議論の中で聞いているキーワードとしては、安全保障というキーワードがあつたりして、ある意味その地域をどう守るかという先程あったようにテクニカルな議論の部分で、やはり前提の議論は必要なんですが、最終的には、そういうこの地域を自らどう守るか、制度的な設計を緻密にやられるんだろうなというふう思っております。

藤繩議長

いろいろご意見いただいていますし、また議事録も残りますので、そういう議事録も参考にして、委員会でご検討いただくことになると思います。

村田水大気環境
課長

私の説明の中で、誤解を生むようなところもあったのですが、水循環基本法については、まだ、上程されていないのですが、資料1-2にあります、「地下水の利用規制に関する緊急措置法案」については、前の国会に提出されて、閉会中審査になっておりました。実際、今国会がいろいろと課題があって、まだ、審議に入ってないようですけれども、これは、上程中ということでございます。

栗田委員

水資源という観点から考えると、縦割りだけでは解決できない問題がこれだけあると言う事すら、今まで、意識せず何気なく生活してきたと、つくづく感じています。

一番は、北海道の土地取引の件から随分と水に対する意識が広がってきたという事から、自然の沢山ある長野県は、どこから狙われるかわからないというような大きな不安をもった方も沢山いると思われます。こういうときによく水の大切さを感じてきている方がいるのだろうなというふうに思います。これから、やたらとそういった不安だけあおるのではなくて、先程、皆さんからご意見が出たように、自分たちの環境をどう守っていくのか、水資源をどうしていくのかということを幅広く、農業から林業、経済まで、すべて網羅してやっていかないと解決できないことなのかなと思いますので、その辺を含めて、審議をお願いしたいなと思います。

藤繩議長

よろしくお願ひします。他にはござりますか。

土屋委員

土屋でございます。水資源の問題、先程のお話のありました土地の所有者の話ということになるのですが、2つの視点、つまり山を持っていらっしゃる方の権利の問題と、その地下を流れている水というものはその人の管理下

なのかどうかという、その辺の議論にもなってくると思います。岩手の方の例で、牡蠣の養殖が立ち行かなくなったりしたときに、養殖をしている海に流れ込んでいる川の水源となっている山の伐採が牡蠣の養殖を立ち行かなくしてきたりということで、養殖業者が山の保全に力を貸しているというような例があります。

長野県の場合でも、山の保全をすることで、この山から副次的にご商売などの形で恩恵を受けている方々がいらっしゃると思うので、その場所での所有権の話だけに限らず、全体的な利益というような視点での話をしていく必要があるのではないかというふうに思います。ちょっと今までの皆さんと違う視点かもしれません。

そうしますと、公的な規制ももちろんここでは検討していかなくてはいけないのでですが、広がりのある世論での取り上げ方というものを喚起するよう切り口での検討も必要ではないかと思います。

藤繩議長

表流水の場合は、水利権という国の制度の下で、その利用等に制限がかかっています。ところが、地下水は、所有権はどうなっているかといいますと、現行法ですと、民法にその土地所有者のものであるという規定があるのです。ですから、土地さえ購入すれば、そこで、地下水を使うことは現在の法律解釈からすれば可能だということです。それが、今問題になっているところなのです。

先程から議論に出ています、水循環基本法の中で、表流水だけでなく、地下水も公共水であると定義しましょうということが盛り込まれていますので、もしその法律が通れば、地下水も公的管理の対象になっていくので、誰でも勝手に利用することはできなくなる。ですから、先程もご意見がございましたが、水循環基本法がどうなるのかということが非常に大きな動きになってくるわけです。

そういう意味では、法律の行方をよく見ないといけないということなのですが、ただ、私は非常に懸念していることが1点あります。それは、冒頭でお話しましたように、水資源というのは、非常に希少価値を持ち始めている。21世紀の戦略物資とまで言われている資源なのです。日本は、資源小国と従来から言われてきていますが、水資源については、非常に資源を持っている国なのですね。その資源を持っている国がなぜその資源を有効に使わないのか、要するに水戦略というものが全く国から見てこないというところに問題があるわけです。せっかくの水資源を、規制をする、保全をするために使わないでくださいというのではなく、十分それを強化して、水資源全体を増やしていく、そしてそれを活用する、最終的にその恩恵を県民に還元する、というのが本来のあり方だと思います。ですから、この機会を受け身にとるのではなく、是非、チャンスとして積極的に捉えて、長野県の経済的な発展の一助とするべきだと思うのです。

そのためには、一つ問題があるのですが、それは、水利権の問題です。水利権の用途には、農業用水とか上水道とかいろいろあるのですが、「地下水を強化するために水利権が必要です。」という理由では、水利権は付きません。要するに、河川水量に余力があってもむざむざ川から流してしまっている。水田が空いている時期があって、その空いている時期に水田から涵養させてくださいと言っても、そういう水利権は存在しませんというのが、今の国の制度なのです。

それから、雨が降って河川が増水すると、一刻でも早く海まで流してしま

おうというのが今の治水行政ですよね。これを例えれば調整池を作つて、地下に浸透するようにしておけば、洪水は防止できるし、地下水は強化されるのですが、そういうことをまだややられていません。

今、治水と利水が完全に切り離されていますけれども、これも一体なのです。水利権について、もう少し大きな観点で考える必要があります。今、小水力で水利権をどうするかということが議論されていますが、余っていて、十分に水利権分が確保できている場合、活用されていない水をいかにストックしておくか知恵を絞る必要があります。水は貴重な戦略物資ですから、ストックしておけば、それは、利益を生むわけです。

水資源を十分強化し、なおかつ外資が使いたいというなら、使っていただいて結構だと思います。その代わり、日本人が使うより、高い料金をいただければよいのです。そういうのは全て戦略だと思います。そういう戦略が残念ながら見えてこないので。是非、長野県では、そういう戦略も含めて、ポジティブに捉えた条例を是非作っていただきたいと思います。

守屋委員

すでに、今後これら条例に向けた対応等々、それから県民へのPRという意味で、普及活動のためにいろいろ資料を考案されていると思いますが、先程、土屋先生のおっしゃった東北の事例のように、水源地が他の地域にどう影響しているのか。それから、藤繩先生のご専門の地下の構造、どこに地下水があって、どういう役割をしているか、まさしく水源林というのは、どういう意味なのかというものをやさしく絵で描いたような説明資料があると、広くPRができるよろしいのかなと思いますので、希望します。

藤繩議長

ありがとうございました。他には特にご意見ございませんでしょうか。

それでは、まとめさせていただきたいと思いますが、本件につきましては、いろんな観点のご意見をいただきました。そういうご意見を是非参考にしていただいて、専門委員会でさらにご検討をいただきたいと思います。

専門委員を任命していただいて、調査・検討を行つて、検討結果を本審議会にご報告をいただいた上で、皆様に再度ご審議をいただきたいとそういうふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

藤繩議長

それでは、本件につきましては、専門委員による調査・検討を進めていただき、その検討結果を踏まえて再度審議することと決定いたします。

県で専門委員を早急に人選、任命していただき、決まり次第その結果を各委員へ報告していただくようお願ひいたします。

(以下、省略)